報告第２号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、次のとおり報告する。

平成３０年６月７日提出

新城市長　穂　積　亮　次

専決第２号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成１７年１１月２４日議決）第１号及び第２号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３０年３月２３日専決

新城市長　穂　積　亮　次

１	事故発生日時	平成３０年２月２日　午前９時４０分頃
２	事故発生場所	新城市作手菅沼字東山地内　市道新木和田菅沼線
３	賠償する相手方	[redacted]
４	事故の概要	公用車で市道を走行中、路側から発進した相手方車両と接触し、車両の左側ドアが破損した。
５	損害賠償額	３４，６９０円